ハラスメント防止対策に関する指針

医療法人社団リラ 訪問看護ステーション スマイルリラ

- 1. 職場におけるハラスメントは、職場のモラルを低下させ、業務の円滑な遂行を妨げるだけでなく、社会のイメージダウンにもつながりかねません。性別役割分担意識に基づく言動は、セクシャルハラスメントの原因や背景になることがあり、また、妊娠・出産等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景になることがあります。このような言動を行わないよう、基本的な考え方としてこの指針を定め、従業者等がハラスメントについて正しく理解し、ハラスメントを未然に防ぐ方策等を共有します。
- 2. 下記のハラスメントを許しません。また、当法人以外の者に対しても、これに類する行 為を行ってはいけません。
 - (1) セクシャルハラスメント
- ・ 性的な冗談、からかい、質問
- ・ わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
- ・性的な噂の流布
- ・ 身体への不必要な接触
- ・ 性的な言動により従業者等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- 交際、性的な関係の強要
- ・ 性的な言動に対して拒否等を行った従業者に対する不利益な取り扱い
- ・ その他、他人に不快感を与える性的な言動

(2) パワーハラスメント

- ・ 殴打、足蹴りをするなど身体的な攻撃
- 人格を否定するような言動をする精神的な攻撃
- ・ 職場における人間観関係からの切り離し、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過 大な要求、また誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- ・ 他の従業者の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の従業者に暴露するなどの個の侵害
- (3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
- ・ 従業者に対して(含、従業者同士)妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用 を阻害する言動
- ・ 従業者に対して(含、従業者同士)妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用 したことによる嫌がらせ等

- ・ 従業者に対して(含、従業者同士)妊娠・出産したことによる嫌がらせ等
- ・ 従業者に対して(含、従業者同士)妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用 者等に関し、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する行為
- ・ 従業者に対して(含、従業者同士)妊娠・出産したことにより、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する行為
- 3. この指針の対象は、当事業所で働いているすべての従業者です。セクシャルハラスメントについては、すべての従業者、利用者、関係者等が、被害者及び行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシャルハラスメントに該当します。妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産をした女性従業者及び育児休業の制度を利用する男女従業者の上司及び同僚従業者が行為者となり得ます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない快適な職場を作っていきましょう。
- 4. ハラスメントが確認された場合は、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となることがあります。処分の内容は、行為の具体的態様(時間・場所・内容・程度)、当事者同士の関係(職位等)、被害者の対応・心情等を総合的に判断して決定します。
- 5. 職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設けますので、一人で悩まずに相談しましょう。相談は公平に、相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守って対応します。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に対しても不利益な取り扱いをしません。ハラスメントかどうか微妙な場合でもご相談下さい。
- 6. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 7. 当法人には、妊娠・出産、育児や介護を行う従業者が利用できる様々な制度がありますので、就業規則により確認しましょう。制度や措置を利用する場合には、業務の見直しなどで、上司や同僚に少なからず影響を与えることになります。制度や措置の利用をためらう必要はありませんが、円滑な制度の利用のためにも、利用する従業者は日頃から周囲とのコミュニケーションを図ることを大切にしながら、適切に業務を遂行していくように心がけましょう。
- 8. この指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示、及びホームページ上で公表します。

付則 令和6年4月1日より施行します